新型コロナウィルス感染症対応マニュアル

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

- 1. 緊急事態宣言やまん延防止策等重点措置が発出された場合
 - ・基本方針として演習・実習ともに実施をする
- 2. 予防対策(実施期間:政府がコロナに関する収束宣言を出すまで)
 - ・人同士の間隔は可能な限りソーシャルディスタンスを確保する。
 - ・マスク着用(指導員は必要とされる状況ではフェイスシールドを自ら着用し、または受 講生に着用させる)
 - ・うがい、手洗いの励行
 - ・消毒液の設置及び消毒の励行
 - ・換気を行う。エアコンにて適切な温度及び湿度を保つ。
 - ・受講生・指導員の検温・記録
 - ・アクリル板の設置
 - ・備品(椅子、テーブル)及び接触頻度の多い箇所(ドアノブ、スイッチ類)は 定期的に消毒する。
 - ・可能な限りコロナワクチンの接種を行う。

3. 休講とするケース

①演習・実習共通

以下から感染者が発生したときに、施設が利用不可の場合(日数については、保健所の指示に従う)は、延期とする。その際、濃厚接触者は PCR 検査を行い、その後の対応はマニュアルに従う。

- ・指導員(過去1週間以内に担当した指導員)、受講生、専従事務職員、協会職員
- ・講義室等、演習や実習で使用する施設、設備を利用した方

②実習のみ

・各実習はそれぞれ2班・2社体制で実施されるが、そのうち1社からでも中止・延期を求められた場合は、全体を休講とする。この場合、可能な限り演習と日程を入替える等、全体のスケジュール変更は最小限にとどめるようにする。

・上の場合においても、各実習、各班、最低1回の実習先訪問が可能であれば、**残りの訪問は、適切な手段(Zoom 等のリモートツール(以下、「リモートツール」という。))によって、遠隔からの実習を認める。**期間は実習先からの許可がでるまでとする。この場合、2 班の足並みをそろえる必要はない。

4. 受講生を出席停止とするケース

※可能な限りリモートツールによる遠隔受講を認める。ただし、4-①及び②について、 症状が重く、指導員(代行時以外は副指導員を含まない)が、受講効果がないと判断した場 合には認めない。

- ①自身が感染した場合
- ②初期症状 (微熱時 (37.5 度以上が 4 日以上継続)、強いだるさ、息苦しさ、咳が続くなど) がある場合
- ③2日以内に接触した(1 m、15分以上)方に感染者が出た場合
- ④同居家族に感染者が出た場合
- ⑤職場に感染者が出て、職場から業務休止もしくは遠隔勤務の指示が出た場合
- 5. ワクチン接種後の体調不良時対応について
- ・発熱等で体調不良時はリモートツールでの参加を認める。

手続きは、本人より専従事務職員に連絡、専従事務職員は指導員に連絡、指導員(代行時以外は副指導員を含まない)は本人に体調を確認した上で受講可能であればリモートツールでの参加を認める。体調次第では参加を認めない場合もある。

6. 指導員を出勤停止とするケース

※演習:可能な限りリモートツールを用いて対応する。(受講生は教室にて)

※実習(企業訪問以外):可能な限り、リモートツールを用いて対応する。

※実習(企業訪問): 「3. ②」以外の場合、副指導員が随伴し、指導員はリモートツールを 用いて、副指導員へ指示、あるいは受講生へ指導する。

※副指導員、専従事務職員以外のサポート体制を運営管理部中心に構築する。

- ①自身が感染した場合
- ②初期症状 (微熱時 (37.5 度以上が 4 日以上継続)、強いだるさ、息苦しさ、咳が続くなど) がある場合
- ③2日以内に接触した(1 m、15分以上)方に感染者が出た場合
- ④同居家族に感染者が出た場合
- ⑤職場に感染者が出て、職場から業務休止もしくは遠隔勤務の指示が出た場合

7. 関係機関への連絡

関係機関	いつ	誰が	どこに	どのように
受講生	感染者発生時	専従事務職員	受講生全員	メールにて
	以降随時			
指導員	感染者発生時	指導員管理部	指導員全員	メールにて
	以降随時			
保健所	演習・実習感染	運営管理部	博多保健所	電話にて報告。
	者発生時			指示を受ける。

8. 事後対応

①委員会全体

- a. 全体スケジュール統制
- b. 上記の関係機関への連絡

②指導員管理部

a. スケジュール調整

講座の進行に支障のない範囲で、科目ごとに入れ替え・前倒しも随時検討し、可能な限り 短期での修了を目指す。

b. 運営管理部への調整後スケジュール連絡

③運営管理部

- a. 上記の変更スケジュール受領後、中小企業庁へ再度相談
- b. 中小企業庁との調整後、正式に変更届を提出する。

④受講生

- a. 感染した場合
 - ・厚生労働省の示す療養期間が経過するまで出席停止とする。
 - ・医療機関等の指示に従い、治療に専念する。
 - ・遠隔受講ができる健康状態の場合は遠隔受講可とする。
- b. 濃厚接触者に該当する等、自身に感染の疑いがあった場合(遠隔受講は可)
 - ・PCR 検査を受けて陰性が確認でき、厚生労働省の示す陽性(感染)者の療養期間が 経過した場合、出席を認める。
- c. 濃厚接触者に該当した場合(遠隔受講は可)

・PCR 検査を受けて陰性が確認でき、厚生労働省の示す陽性(感染)者の療養期間が経 過した場合、出席を認める。

⑤指導員

- a. 感染した場合(ただし、症状が軽く、指導に差し使えない場合 b.の対応とする。)
 - ・完治するまで出勤禁止とする。
 - ・医療機関の指示に従い、治療に専念する。
- b. 濃厚接触者に該当する等、自身に感染の疑いがあった場合(遠隔指導は可)
 - ・PCR 検査を受けて陰性が確認でき、厚生労働省の示す陽性(感染)者の療養期間が 経過した場合、対面での指導を認める。
- c. 濃厚接触者に該当した場合(遠隔指導は可)
 - ・PCR 検査を受けて陰性が確認でき、厚生労働省の示す陽性(感染)者の療養期間が 経過した場合、対面での指導を認める。
- 9. 副指導員について
 - ・副指導員については、当マニュアルの指導員を副指導員と読み替えるものとする。

```
初版 令和 2 年 10 月 15 日
改訂 令和 3 年 1 月 21 日
改訂 令和 3 年 4 月 15 日
改訂 令和 3 年 8 月 19 日
改訂 令和 5 年 1 月 19 日
```

福岡県登録養成機関運営管理部